

## 条 例

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第52号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第222号中「第4条第2項」を「第13条」に改め、「2級建築士」の次に「試験」を加え、「13,900円」を「15,100円」に改め、同項第349号中「第31条の2第2項第12号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ」に、「第62条の3第4項第12号ハ」を「第62条の3第4項第13号ハ」に改め、同項第350号中「第31条の2第2項第13号二」を「第31条の2第2項第14号二」に、「第62条の3第4項第13号二」を「第62条の3第4項第14号二」に改め、同項第516号及び第517号中「37,000円」を「37,700円」に改める。

第5条を次のように改める。

（手数料の不還付）

第5条 既納の手数料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、第2条第1項第113号の手数料については、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第26条の3第1号又は第2号に掲げる申請についてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合は、納付済の手数料の額（同条第2号に掲げる申請にあっては、別表第8備考により納められたとみなされた額を除く。）の2分の1に相当する金額を納付者に還付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、第2条第1項第528号の手数料については、検定の期間において、肉用牛が死亡したとき、又は検定を中止したときは、当該肉用牛の検定を受けた日数に応じ、納付済の手数料を精算し、剰余金がある場合は、その金額を納付者に還付するものとする。

別表第8に備考として次のように加える。

備考 あっせん又は調停の申請人が建設業法施行令第17条後段の規定による通知を受けた日から2週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合における手数料については、当該あっせん又は調停の申請について納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第222号の規定は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第1項第516号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に基づき知事が行う砂利採取計画の認可に係る手数料について適用し、この条例の施行の日前にされた申請に基づき知事が行う砂利採取計画の認可に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の第2条第1項第517号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に基づき河川管理者（知事）が行う砂利採取計画の認可に係る手数料について適用し、この条例の施行の日前にされた申請に基づき河川管理者（知事）が行う砂利採取計画の認可に係る手数料については、なお従前の例による。

熊本県産業廃棄物税条例をここに公布する。

平成16年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第53号

熊本県産業廃棄物税条例

（課税の目的）

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

（2）最終処分業者 廃棄物処理法第11条第2項の規定により産業廃棄物の埋立処分を事務として行う市町村（市町村の組合を含む。）及び廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可（廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の許可を含む。）を受けて産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。

（3）最終処分場 最終処分業者が産業廃棄物の埋立処分の用に供する施設及び最終処

分業者以外の者が廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けて設置する産業廃棄物の埋立処分の用に供する施設をいう。

(賦課徴収)

第3条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の定めるところによる。この場合において、

同条例第4条第2項中「(3) 狩猟税」とあるのは、「(3) 狩猟税  
(4) 産業廃棄物税」と、同条例第

5条第1項中「(12) 狩猟税にあっては、狩猟者の登録を受ける県庁又は地域振興局の所在地」とあるのは「(12) 狩猟税にあっては、狩猟者の登録を受ける県庁又は地域振興  
(13) 産業廃棄物税にあっては、最終処分場の所在地

局の所在地

と、同条例第15条第1項及び第2項中「この条例」とあるのは「この条

例若しくは熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）」と、同条例第16条中「この条例」とあるのは「この条例又は熊本県産業廃棄物税条例」と、同条例第23条第1項中「及び狩猟税」とあるのは「、狩猟税及び特別徴収に係る産業廃棄物税」と、「及びゴルフ場利用税」とあるのは「並びにゴルフ場利用税及び産業廃棄物税」とする。

(納税義務者等)

第4条 産業廃棄物税は、事業者（廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理業者を含む。次項において同じ。）がその排出する産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

2 産業廃棄物税は、前項に規定する場合のほか、事業者がその排出する産業廃棄物の埋立処分を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

(課税標準)

第5条 産業廃棄物税の課税標準は、前条第1項又は第2項の搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

2 前項の産業廃棄物の重量の測定が困難な場合においては、規則で定めるところにより算定した重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第6条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(税額の端数計算)

第7条 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とし、その確定金額に1円未満の端数があるとき、又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(徴収の方法等)

第8条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第4条第2項の規定により産業廃棄物税を課する場合においては、申告納付の方法による。

2 産業廃棄物税に係る徴収金の滞納処分については、法第733条の24の定めるところによる。

(特別徴収義務者)

第9条 産業廃棄物税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、最終処分業者とする。

(特別徴収義務者としての登録等)

第10条 特別徴収義務者は、産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに、その特別徴収すべき産業廃棄物税に係る最終処分場ごとに、当該最終処分場における特別徴収義務者としての登録を課税地の地域振興局長又は熊本県税事務所長（以下「地域振興局長等」という。）に申請しなければならない。

2 前項の登録を申請しようとする者は、規則で定める申請書を課税地の地域振興局長等に提出しなければならない。

3 地域振興局長等は、第1項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者を特別徴収義務者として登録し、その者に対し、規則で定める証票を交付する。

4 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 第3項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

6 第3項の規定による登録を受けた者は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から5日以内に規則で定める届出書を課税地の地域振興局長等に提出しなければならない。

7 第3項の規定による登録を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に課税地の地域振興局長等に規則で定める届出書を提出するとともに、第3項の証票を返さなければならない。

(申告納入の手続)

第11条 特別徴収義務者は、次の各号に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税に係る課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を、当